

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況（公共工事）

様式7ー1

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 （総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 （見直す場合はその内容）	継続支出の 有無
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数			
該当なし														

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約の見直しの状況（公共工事）

様式7-2

公共工事の名称、 場所、期間及び種 別	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称、住所及び法 人番号	法人番号	随意契約によること とした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 （見直す場合はその内容）	
										公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無	
該当なし															

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

独立行政法人から公益法人への支出に関する競争入札の見直しの状況(物品・役務等)

様式7-3

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	一般競争入札・指 名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
									公益法人の区 分	国認定、都道 府県認定の区 分	応札・応募者 数			継続支出の 有無
該当なし														

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によるこ ととした業務方法 書又は会計規定等 の根拠規定及び理 由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考	点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区 分	応札・応募者 数		継続支出の 有無	
平成29年度国 立劇場おきなわ 業務委託	独立行政法人 日本芸術文化 振興会・契約担 当役理事長・茂 木七左衛門／ 東京都千代田 区隼町4-1	平成29年4月1日	公益財団法人国 立劇場おきなわ 運営財団／沖縄 県浦添市勢理客 4-14-1	7360005004284	業務方法書第 15条第2項第1 号の規定による (国立劇場おき なわに係る業 務)	-	656,552,000	-	-	公財	国認定	1		国立劇場おきなわの 運営に当たっては業 務方法書第15条第2 項により当該契約相 手方に委託して実施 することができるこ とになっており、競争 相手が存在しないため 今後も継続するもの である。	有
平成29年度新 国立劇場業務 委託	独立行政法人 日本芸術文化 振興会・契約担 当役理事長・茂 木七左衛門／ 東京都千代田 区隼町4-1	平成29年4月1日	公益財団法人新 国立劇場運営財 団／東京都渋谷 区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第 15条第2項第2 号の規定による (新国立劇場に 係る業務)	-	4,097,362,000	-	-	公財	国認定	1		新国立劇場の運営 に当たっては業務方 法書第15条第2項に より当該契約相手方 に委託して実施する ことができることと なっており、競争相 手が存在しないため 今後も継続するもの である。	有
平成29年度文 楽公演に関す る上演契約	独立行政法人 日本芸術文化 振興会・分任契 約担当役国立 文楽劇場部長・ 農端徹也／大 阪府大阪市中央 区日本橋1- 12-10	平成29年4月1日	公益財団法人文 楽協会／大阪府 大阪市中央区日 本橋1-12-10	2120005015211	契約の性質又 は目的が競争 を許さないため (会計規程第24 条第1項第1号 に該当)	-	410,096,207	-	-	公財	国認定	1	概算額 (単価契 約等)	文楽技芸員は全て 当該相手方の所属 であり、競争相手が 存在しないため今後 も継続するものである。	有
平成29年度新 国立劇場業務 委託契約の変 更	独立行政法人 日本芸術文化 振興会・契約担 当役理事長・茂 木七左衛門／ 東京都千代田 区隼町4-1	平成29年6月1日	公益財団法人新 国立劇場運営財 団／東京都渋谷 区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第 15条第2項第2 号の規定による (新国立劇場に 係る業務)	-	4,111,554,000	-	-	公財	国認定	1		新国立劇場の運営 に当たっては業務方 法書第15条第2項に より当該契約相手方 に委託して実施する ことができることと なっており、競争相 手が存在しないため 今後も継続するもの である。	有
平成29年度新 国立劇場業務 委託契約の変 更(第2回)	独立行政法人 日本芸術文化 振興会・契約担 当役理事長・茂 木七左衛門／ 東京都千代田 区隼町4-1	平成29年10月1日	公益財団法人新 国立劇場運営財 団／東京都渋谷 区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第 15条第2項第2 号の規定による (新国立劇場に 係る業務)	-	4,221,851,000	-	-	公財	国認定	1		新国立劇場の運営 に当たっては業務方 法書第15条第2項に より当該契約相手方 に委託して実施する ことができることと なっており、競争相 手が存在しないため 今後も継続するもの である。	有

平成29年度新国立劇場業務委託契約の変更(第3回)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成30年2月19日	公益財団法人新国立劇場運営財団／東京都渋谷区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第15条第2項第2号の規定による(新国立劇場に係る業務)	-	4,228,851,000	-	-	公財	国認定	1		新国立劇場の運営に当たっては業務方法書第15条第2項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっており、競争相手が存在しないため今後も継続するものである。	有
平成30年度文楽公演に関する上演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・農端徹也／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成30年3月23日	公益財団法人文楽協会／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	2120005015211	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	-	435,753,710	-	-	公財	国認定	1	概算額(単価契約等)	文楽技芸員は全て当該相手方の所属であり、競争相手が存在しないため今後も継続するものである。	有
平成30年度国立劇場おきなわ業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成30年3月30日	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団／沖縄県浦添市勢理客4-14-1	7360005004284	業務方法書第15条第2項第1号の規定による(国立劇場おきなわに係る業務)	-	637,426,000	-	-	公財	国認定	1		国立劇場おきなわの運営に当たっては業務方法書第15条第2項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっており、競争相手が存在しないため今後も継続するものである。	有
平成30年度新国立劇場業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成30年3月30日	公益財団法人新国立劇場運営財団／東京都渋谷区本町1-1-1	7011005003749	業務方法書第15条第2項第2号の規定による(新国立劇場に係る業務)	-	4,077,121,000	-	-	公財	国認定	1		新国立劇場の運営に当たっては業務方法書第15条第2項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっており、競争相手が存在しないため今後も継続するものである。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。